

マイナ保険証※を持っている方へ

※マイナ保険証とは、健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカードです。

保険証廃止に伴い

「資格情報のお知らせ」 を個人毎にお送りします



「資格情報のお知らせ」とは

マイナンバーカードの保険証利用の申し込みをした方へ、被保険者の資格情報を把握できるようお知らせするものです。

切り取って
マイナ保険証と
一緒に保管して
ください

氏名	性別	生年月日	年齢
山田 太郎	男	1990.01.01	34歳
住所 <td>〒100-0001 東京都千代田区千代田</td> <td></td> <td></td>	〒100-0001 東京都千代田区千代田		
健康保険番号 <td>1234567890123</td> <td></td> <td></td>	1234567890123		
資格情報 <td>健康保険被保険者</td> <td></td> <td></td>	健康保険被保険者		
資格取得年月日 <td>2020.01.01</td> <td></td> <td></td>	2020.01.01		
資格喪失年月日 <td></td> <td></td> <td></td>			
交付年月日 <td>2020.01.01</td> <td></td> <td></td>	2020.01.01		

「資格情報のお知らせ」を交付する方

● マイナ保険証を持っている方

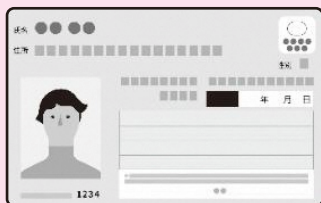
（健康保険証利用登録で「マイナポイント」をもらった方や、「医療機関のカードリーダー」などで健康保険証利用登録をした方が、対象者になります。）

※マイナ保険証の利用登録状況は、「マイナポータル（国のオンラインサービス）」で確認することができます。登録が完了しているときは、健康保険証の利用登録状況に「登録済」と表示されます。

※マイナ保険証利用登録の解除を希望するときは、現在加入している保険者の窓口で解除申請が必要になります。

「マイナ保険証」で受診することができます

お手元の「健康保険証」は、有効期限が切れた後の使用はできません。各自の責任において破棄処分をお願いします。医療機関等の窓口では、「マイナ保険証」を提示してください。一定の窓口負担で受診することができます。



「資格情報のお知らせ」だけでは受診できません

ただし、マイナ保険証を利用できない医療機関等では、「マイナ保険証」と「資格情報のお知らせ」を提示すれば、一定の窓口負担で受診することができます。

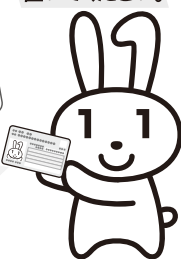
マイナ保険証の使い方

とっても簡単です

1

受付

マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。



2

本人確認

顔認証または
4桁の暗証番号を入力してください。



3

同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の情報を
利用いたします

過去の診療・服薬・健診情報
をお知らせいたします。
この情報はあなたの診療や健康
管理のために利用します。

同意しない

同意する

(40歳以上対象)
過去の情報を
利用いたします

過去の健康情報を当院に提供
することになります。
この情報はあなたの診療や健康
管理のために利用します。

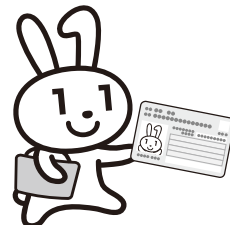
同意しない・40歳未満

同意する

4

受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに！

「資格情報のお知らせ」の有効期限

資格情報のお知らせの有効期限は、年齢によって異なります。
紛失等したときは再通知の申請が必要です。

令和7年8月1日時点で
70歳未満の方
(令和8年8月1日までに70歳の誕生日を迎える方を除く)

有効期限 **ありません**

※国民健康保険に加入している間は、70歳の誕生日を迎え負担割合を表示する場合を除き、再度お送りすることはありません。
大切に保管してください。

令和8年8月1日までに
70歳の誕生日を迎える方

有効期限 **誕生月の末日** (1日生まれの方は誕生日の前日)

※誕生月の翌月(1日生まれの方はその月)からは、負担割合を表示したものに変わります。変更の「資格情報のお知らせ」は、有効期限が到来する頃にお送りします。

令和7年8月1日時点で
70歳以上の方
(令和8年8月1日までに75歳の誕生日を迎える方を除く)

有効期限 **令和8年7月31日**

※「資格情報のお知らせ」は、毎年、有効期限が到来する頃にお送りします。(医療費の負担割合を毎年見直します)

令和8年8月1日までに
75歳の誕生日を迎える方
(75歳以降は、後期高齢者医療制度の対象者になります)

有効期限 **誕生日の前日**

※75歳以降は、山形県後期高齢者医療広域連合より、「資格確認書」が郵送されます。

マイナンバーカードの有効期限

「マイナンバーカード」には2つの有効期限があります。更新手続きを忘れると、後日、マイナ保険証が使えなくなります。
(更新手続きは、有効期限の2～3か月前に有効期限通知書が送付されますので忘れずにお願いします)

電子証明書の有効期限



発行日から5回目の誕生日まで

■有効期限の満了の3か月前から住民票のある市区町村の窓口で更新手続きができます

こんなときは？

Q1 保険証に代わる紙の「資格確認書」は送られなくなりますか？

A 健康保険証利用登録で「マイナポイント」をもらった方や医療機関等で健康保険証の利用登録をされた方は、「マイナ保険証」が保険証の代わりとなるため、資格確認書は送りません。

Q3 職場の健康保険に加入したとき、国民健康保険をやめる手続きが必要になりますか？

A 職場の健康保険の加入日が分かる紙の証明書等をご持参のうえ、国民健康保険をやめる手続きが必要です。詳しくは、同封の「国民健康保険ガイドブック」の最終ページをご覧ください。

Q5 電子証明書の暗証番号を忘れたとき又は暗証番号がロックされたとき、マイナ保険証は使えなくなりますか？

A 暗証番号を忘れたときは再設定が必要になります。また、暗証番号を3回間違えたときはロックされ、マイナ保険証が使用できなくなります。再設定およびロック解除の手続きは、マイナンバーカード交付窓口(市役所1階市民サロン)でお願いします。

マイナンバーカードの有効期限



発行時に18歳以上の方

発行日から10回目の誕生日まで

発行時に18歳未満の方

発行日から5回目の誕生日まで

■有効期限通知書に同封される個人番号カード交付申請書を使用して、新たなカードの申請ができます

Q2 マイナ保険証を持っているが、念のため、紙の「資格確認書」を交付してもらえますか？

A マイナ保険証をお持ちの方には、原則、資格確認書は交付できません。ただし、要介護高齢者・障がい者などでマイナ保険証での受診が困難な方は、申請をいただくことにより、資格確認書を交付します。(親族等の法定代理人や介助者等による代理申請も可能)

Q4 電子証明書の有効期限に伴う更新手続きを忘れたとき、マイナ保険証は使えなくなりますか？

A 電子証明書の有効期限から3か月は、マイナ保険証を利用することができますが、以降は利用できなくなります。更新手続きは、できるだけ早めに、マイナンバーカード交付窓口(市役所1階市民サロン)でお願いします。

■お問合せ先

山形市役所 TEL(023)641-1212

・マイナ保険証・資格情報のお知らせについて
・マイナンバーカードの申請・更新について

国民健康保険課
市民課

内線362
内線352